

○農林水産省 告示第 号
国土交通省 告示第 号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三條第四項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

国土交通大臣 金子 恭之

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年 農林水産省告示
第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項

1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義

観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。

このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。

平成二十二年に約八百六十一万人であった訪日外国人旅行者数は令和七年には約四千二百六十八万人に、訪日外国人旅行消費額も約一・一兆円（平成二十二年）から令和七年には約九・五兆円に増加しており、観光は今や地域の活性化・日本経済の発展に不可欠な産業となっている。

一方で、こうした旺盛な観光需要を背景に、三大都市圏をはじめとした特定の都市・地域・時間帯に観光客が偏在・集中し、過度の混雑やマナー違反により、地域住民の生活の質への影響が顕在化している。

このような状況の中、令和八年三月に閣議決定された観光立国推進基本計画（以下「第五次基本計画」という。）に掲げる令和十二年までに訪日外国人旅行者数六千万人、訪日外国人旅行消費額十五兆円という目標を達成し、観光立国の実現を図るためには、訪日外国人旅行者の地方誘客や需要分散、地域周遊・長期滞在につながる取組を進めることに加え、様々な国・地域からの誘客を促進していく必要がある。

また、少子高齢化・人口減少が進展する中、持続的に発展していく観光を実現するためには、力強い成長軌道にあるインバウンドに

改正前

一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項

1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義

観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。

このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。

平成二十八年の「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「観光ビジョン」という。）は、令和二年に我が国を来訪する外国人観光旅客数を四千万人、国内における外国人観光旅客の消費額を八兆円とし、さらには令和十二年にそれぞれ六千万人、十五兆円とする高い目標を掲げた。政府一丸、官民一体となった取組を進めた結果、令和元年、我が国を来訪する外国人観光旅客数は三千八百八十八万人、国内における外国人観光旅客の消費額は四兆八千億円まで増加し、インバウンド観光は急速な成長を遂げた。

ところが、令和二年に新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）が世界中で猛威を振るうと、インバウンド需要は一時的に消滅し、国内における日本人の延べ観光旅客数及び観光旅客の消費額も半減するなど、観光は未曾有の深刻な影響を受けた。コロナの感染拡大前の状況を振り返ると、観光ビジョンに掲げた令和二年までの目標の達成状況は、令和元年時点で、我が国を来訪する外国人観光旅客数については約八割に達したが、国内における外国人観光旅客の消費額及び地方宿泊数については約六割にとどまっていた。国内における外国人観光旅客の一人当たりの消費額単価は伸び悩み、着地消費額百万円以上のいわゆる高付

加え、日本人による旅行を活性化することも欠かせない。旅行や観光は、経済的・社会的観点から重要な意義を持つものであることから、国内交流の拡大も重要である。

こうした観光を巡る近年の情勢の変化を踏まえ、第五次基本計画においては、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立、国内交流・アウトバウンド拡大、観光地・観光産業の強靱化を基本的な方針として掲げており、これらに基づいて地方の観光地の魅力向上・地方誘客等に取り組みこととされている。

第五次基本計画の取組を推進する上で、観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もって観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として行う観光圏の整備は重要な役割を果たすものである。

観光圏の整備に当たっては、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を周遊し、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であることを踏まえ、関係者が連携し、地域に息づく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが求められる。

また、地域固有の資源を有する観光地を相互に戦略的に連携させ、観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを形成していくことで、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力を備えた観光地としての価値向上が期待される。

さらに、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとして観光

加価値旅行者の獲得シェアも低かった。我が国を来訪する外国人観光旅客の約八割が訪問先上位十都道府県に集中する中、一部の観光地では、観光旅客による混雑、マナー違反等の課題も生じていた。

国内旅行については、市場に大きな成長が見られない中でも、観光ビジョンに掲げた令和二年までの目標を令和元年までにほぼ達成した。今後も我が国の人口減少に影響を受けることになるが、コロナ禍前に国内における日本人観光旅客の消費額は旅行消費額全体の約八割を占め、コロナによる影響もインバウンドより小さかった点で、今後とも観光政策の重要な柱であることが再認識された。

コロナ禍を経た旅行需要の変化に目を転じると、世界の旅行者の約七割がサステナブルな旅行に関心があるとのデータがあり、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まっている。自然・アクティビティに対する需要も高まりを見せ、世界のアドベンチャーリズム市場は、平成三十年の六十二兆円から令和八年には百七十三兆円まで大きく成長するとの予測もある。観光旅客をより長期に滞在させ、地方へ分散させることのできる当該市場をめぐり、コロナ禍からの回復が早かった各国は熾烈な誘致競争を繰り広げており、この世界的潮流を捉える必要がある。

国内の観光地では、コロナ禍を通じ、特に地方部に疲弊が見られた。地方の経済や雇用の担い手となるべき観光産業では、デジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足といった積年の構造的課題が、コロナ禍で一層顕在化した。

令和元年の旅行・観光消費は、生産波及効果五十五兆八千億円、雇用誘発効果四百五十六万人に上った。観光産業は裾野が極めて広く、我が国の基幹産業へと成長するポテンシャルを有する総合産業である。観光産業の付加価値を示す観光GDPは、同年において我が国のGDPの約二パーセントであり、今後、官民一体となって観光産業の付加価値を更に高め、「稼げる」産業へと変革を進めていく必要がある。観光事業者が収益力を高め、適正な対価を收受して

の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

加えて、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切に
する良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する
中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このよう
な中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進すること
は、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が「食
」や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつなが
るものであり、農山漁村の所得向上と活性化を図る上で大きな意義
を持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形
成を通じた地域の活性化を図るためにも重要な要素である。

収益を地域内で循環させ、従業員の待遇改善も図ることが、観光産
業に人材を惹き付け、観光地の持続可能な発展を実現するために必
要である。

今後の我が国の観光の復活に向けては、以上のようなコロナによ
る変化やコロナ禍前からの課題を踏まえ、単なるコロナ禍前への復
旧ではなく、持続可能な形での復活を図ることが求められる。

そのためには、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」、
「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、持続可能な
観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大といった戦略に
取り組むことが必要である。

こうした観光をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、令和五年三月
に新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、同計画に基づき、
国土交通省を中心に政府一丸となって観光立国の実現に向けた取組
を推進しているところである。

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大
による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が
、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を周遊し、地域の住
民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠で
あり、関係者が連携し、地域に息づく暮らし、自然、歴史、文化等
に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進
していくことが重要である。

このため、地域における固有の資源を有する観光地を相互に戦略
的に連携させた観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする二
泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを国内に形成し、海外の観光
地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光
地とすること、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大に
よる相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇
りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し
、我が国固有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとし
て観光の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「

2

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在交流型観光の受け皿たる観光圏の整備の促進に関する施策は、第五次基本計画において掲げる、令和十二年までに訪日外国人旅行者数六千万人、訪日外国人旅行消費額十五兆円をはじめとする観光立国の推進に関する目標の達成とともに、旅行消費額及び地方部における延べ宿泊者数の増大に寄与することを指すものとする。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間

住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

また、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切に
する良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中
で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このような
中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進することは
、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が「食」
や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつながる
ものであり、農山漁村の所得向上と活性化を図る上で大きな意義を
持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形成
を通じた地域の活性化を図るためにも重要な要素である。

2

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在交流型観光の受け皿たる観光圏の整備の促進に関する
施策は、我が国を来訪する外国人観光旅客数について、令和七年ま
でに令和元年の水準を超えることを目標とし、令和十二年までに六
千万人にすること、国内における外国人観光旅客の消費額について
、五兆円の早期達成を目指すとともに、令和十二年までに十五兆円
にすること、国内における外国人観光旅客の一人当たりの旅行消費
額について、令和七年までに二十万円にすること、我が国を来訪す
る外国人観光旅客の地方部における延べ宿泊者数について、令和十
二年までに一億三千万人泊にすること、我が国を来訪する外国人観
光旅客の一人当たりの地方部宿泊数について、令和七年までに二泊
にすること、我が国を来訪する外国人観光旅客に占めるリピーター
数について、令和十二年までに三千六百万人にすること、国内にお
ける日本人観光旅客の消費額について、二十兆円の早期達成を目標
すとともに、令和七年までに二十二兆円にすること及び日本人の地
方部における延べ宿泊者数について、令和七年までに三億二千万人
泊にすることという観光ビジョン及び新たな観光立国推進基本計画
において掲げた目標の達成に寄与することを指している。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間

の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく一般の施策の目標である。

二 観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1 観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすること。

その際、地域にとって誇りや愛着の源泉となり、あわせて旅行者にも共有・共感される地域固有の価値を端的に言語化したもの（以下「ブランドコンセプト」という。）を設定すること。ブランドコンセプトは、地域の関係事業者や地方公共団体の間で認識を共有し、さらに地域住民の共感を得ながら言語化・整理していくことにより、地域一体となった観光圏の取組を推進する上で重要な役割を果たすものである。また、ブランドコンセプトを感じることのできる滞在コンテンツの作成や情報発信等を通じて、最終的には、観光地としてのブランド化を目指すものとする。

(2)・(3) (略)

(削る)

の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく一般の施策の目標である。

二 観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1 観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすることが期待される。

その際、地域の観光産業の構造的課題や、自然、文化等の保全等にも着目した上で、高付加価値で持続可能な観光地づくりに向けた取組を明記すること。また、地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、他の競合する地域と比較・分析し、観光旅客が他地域と明確に区別できる特徴を明らかにした上で、インバウンド回復や国内交流拡大に向けた取組を明記すること。

(2)・(3) (略)

(4) 観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、地域が目指すべき方向性を明確にすることが期待される。

その上で、例えば、観光圏の区域内における日本人観光旅客及

(4)

観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、二(1)の基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理する。また、観

(5)

観光圏整備事業及びその実施主体

び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立ててその実現を図ること、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等を計画期間中の目標とすることが期待される。

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、二(1)の基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、

光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）を複数構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心に、地域の多様な関係者との連携体制を構築するとともに、地域内の合意形成を促進することとで、四に定める事項の確実な実施等を担保し、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。さらに、継続的かつ自律的な活動体制を確立することを目的として、観光地域づくりマネージャーの育成等に関する取組を、計画的に定めるものとする。

(5) 観光圏整備計画の目標

観光圏整備事業の効果を適切に評価するため、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、二泊三日以上の滞在者割合、旅行者満足度の増加等の明確な数値目標を立ててその実現を図ること。さらに、ブランドコンセプトの認知度や観光地域づくりマネージャーの稼働割合等、観光圏の機能を踏まえた目標を一つ以上設定するものとする。

(6) (略)

2 (略)

三 滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価及びニーズを踏まえ、地域と一体となって宿泊エリアとして質を高めていくことが重要である。具体的には、もてなしの質的向上、泊食分離、地産地消、日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や上質かつブランドコンセプトを感じられる宿泊施設等、多様なニーズに対応した宿泊環境の整備を進める。また、共通入湯券の導入による周遊の楽しみの創出、観光圏の区域内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等、滞在促進地区を中心に観光圏の区域内全

複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心として四に定める事項の確実な実施等を担保するなど、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。

(新設)

(6) (略)

2 (略)

三 滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価及びニーズを踏まえ、宿泊エリアとして地域と一体となって、もてなしの質的向上、泊食分離、地産地消、農家民宿や古民家等の歴史的資源を活用した日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や上質かつ地域のストーリーを感じられる宿泊施設等多様なニーズに対応した宿泊施設の提供等、宿泊の促進の取組に加え、共通入湯券の導入等による周遊の楽しみの確立、観光圏の区域内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等、滞在促進地区を中心に観光圏の

体へ観光旅客の滞在及び周遊を促進する取組を重点的に実施することが求められる。これらの取組を通じて、観光旅客の滞在期間の長期化を促し、地域における消費拡大が図られることが期待される。

このため、滞在促進地区においては、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体、宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

四 観光圏整備事業に関する基本的な事項

1 事業内容及び事業の実施に関する留意事項

観光圏として、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを通じた滞在交流型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、法第二条第三項各号に掲げる事項を効果的かつ一体的に実施するために必要な事業の内容を、以下に掲げる事項を踏まえつつ、二(1)の基本的な方針に沿って、地域において自主的・自律的に検討することが期待される。なお、以下に掲げる事項の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意及び柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組むことが期待される。ただし、(1)及び(5)に掲げる事項については、確実に実施するものとする。

さらに、以下に掲げる事項のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる事項については、観光地域づくりプラットフォームが行い、各事業については、その実施主体を明確にした上で、観光地域づくりプラットフォームによる各事業の連携に係る関係者間の調整等の総合的なマネジメントの下で各実施主体が行うことが期待される。

(1) 観光に関する各種情報の継続的な収集・分析

地域において、観光圏整備事業が観光旅客のニーズに応じた形で実施されること、(2)及び(5)に掲げる事項を的確に実施すること等を可能とするため、観光旅客及び市場に関するマーケティング調査を定期的に行い、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、旅行者満足度の増加、二泊三日以上の滞在者割合等の観光旅客の動向、ニ

区域内全体へ観光旅客の滞在及び周遊を促進する取組を重点的に実施することにより、観光旅客の滞在期間の長期化を促し、消費の拡大を図ることが期待される。

このため、滞在促進地区においては、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体、宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

四 観光圏整備事業に関する基本的な事項

1 事業内容及び事業の実施に関する留意事項

観光圏として、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを通じた滞在交流型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、法第二条第三項各号に掲げる事項を効果的かつ一体的に実施するために必要な事業の内容を、以下に掲げる事項を踏まえつつ、二(1)の基本的な方針に沿って、地域において自主的・自律的に検討することが期待される。なお、以下に掲げる事項の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意及び柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組むことが期待される。ただし、(1)及び(5)に掲げる事項については、確実に実施するものとする。

さらに、以下に掲げる事項のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる事項については、観光地域づくりプラットフォームが行い、各事業については、その実施主体を明確にした上で、観光地域づくりプラットフォームによる各事業の連携に係る関係者間の調整等の総合的なマネジメントの下で各実施主体が行うことが期待される。

(1) 観光に関する各種情報の継続的な収集・分析

地域において、観光圏整備事業が観光旅客のニーズに応じた形で実施されること、(2)及び(5)に掲げる事項を的確に実施すること等を可能とするため、観光旅客及び市場に関するマーケティング調査を定期的に行い、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光旅客の動向、ニーズ等の各種情

ズ等の各種情報を、例えば、デジタルマーケティングの手法を導入するなどして的確に収集・分析し、その分析結果を(2)から(5)までに掲げる事項の実施に活用すること。

(2) 観光地域づくり実施基本方針の策定

観光圏整備事業の実施が、明確な考え方の下に策定された戦略に基づくものであり、かつ、地域住民が地域に誇りと愛着を感じることにつながるよう、以下の事項を記載した観光地域づくり実施基本方針を策定し、観光圏の区域内での共有を図ること。

① 観光圏としての特徴を明らかにした上で、魅力的な空間の形成や受入体制の整備等を勘案した観光圏における事業実施の前提となる考え方

② (略)

(3) 観光旅客の来訪及び滞在の促進

滞在交流型観光の振興のためには、二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線及び観光圏の区域内の魅力的な空間の形成に留意しつつ、観光旅客の滞在の拠点となる主たる滞在促進地区を中核として、以下に掲げる事項を一体的かつ有機的に提供することを通じて、観光圏の区域内における滞在・回遊を促進し、観光旅客のリピーターを確保することが重要である。

このような観点から、観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る事業を個別に企画・立案するのではなく、地域を代表する農林水産業等の産業や、自然、伝統、文化、景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、その地域ならではの楽しみ方を加える等の創意工夫ある滞在コンテンツを企画・立案した上で、ブランドコンセプトを体感でき、二泊三日以上の滞在につながるプログラムとして観光旅客に対して提案できるよう、事業相互間の一体的かつ有機的な連携を図ること。

なお、取組の推進にあたっては、観光客の戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立の観点に留意すること。

報を、例えば、デジタルマーケティングの手法を導入するなどして的確に収集・分析し、その分析結果を(2)から(5)までに掲げる事項の実施に活用すること。

(2) 観光地域づくり実施基本方針の策定

観光圏整備事業の実施が、明確な考え方の下に策定された戦略に基づくものであり、かつ、地域住民が地域に誇りと愛着を感じることにつながるよう、以下の事項を記載した観光地域づくり実施基本方針を策定し、観光圏の区域内での共有を図ること。

① 観光圏としての特徴を明らかにした上で、高付加価値で持続可能な観光地域づくりやインバウンド回復、国内交流拡大に向けて必要となる、魅力的な空間の形成や受入体制の整備等を勘案した観光圏における事業実施の前提となる考え方

② (略)

(3) 観光旅客の来訪及び滞在の促進

滞在交流型観光の振興のためには、二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線及び観光圏の区域内の魅力的な空間の形成に留意しつつ、観光旅客の滞在の拠点となる主たる滞在促進地区を中核として、以下に掲げる事項を一体的かつ有機的に提供することを通じて、観光圏の区域内における滞在・回遊を促進し、観光旅客のリピーターを確保することが重要である。

このような観点から、観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る事業を個別に企画・立案するのではなく、地域を代表する農林水産業等の産業や、自然、伝統、文化、景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、その地域ならではの楽しみ方を加える等の創意工夫ある滞在コンテンツを企画・立案した上で、滞在促進地区における宿泊や観光圏の区域内における移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムとして観光旅客に対して提案できるよう、事業相互間の一体的かつ有機的な連携を図ること。

② ①
(略)

観光資源を活用したサービスの開発及び提供
観光圏における滞在・周遊を促進するためには、ターゲット顧客のニーズやマーケットを踏まえた滞在コンテンツ及び滞在プログラムの充実を図ることが重要である。また、滞在コンテンツについて、単に見る観光メニューだけでなく、農業体験、自然を活かしたアクティビティ等の体験・交流・学習の参加型メニューなど、長時間の滞在の契機となるように魅力の向上を図ること。

特に外国人観光旅客を対象とした滞在コンテンツ及び滞在プログラムの充実を図るに当たっては、観光需要を地理的・時間的に分散させつつ、各地での宿泊者数の増加及び消費額の拡大を促す「コト消費」につながる観光コンテンツの造成を意識することが重要である。その上で、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムや、各地の多様な食文化の魅力に触れるガストロノミーツーリズム・酒蔵ツーリズムなどの推進、地域の文化財、古民家等の歴史的資源、博物館・美術館、アニメやマンガ、映画等のコンテンツ、国立公園、温泉文化、スポーツ等を積極的に活用した地方誘客及び消費拡大に効果の高い滞在コンテンツの創出並びに地域における体験の質や回遊性の向上に資する施設整備を検討することが望ましい。その際、分かりやすい多言語解説の整備等の滞在コンテンツの魅力を十分に感じることができるような取組も併せて行うことが期待される。これらの取組を行う際には、他地域と類似した画一的な滞在コンテンツ

また、コロナ禍を経た旅行需要の変化を捉え、世界的に関心が高まっている「持続可能な観光」や、自然・アクティビティに対する需要の高まりを踏まえた上で、多様なニーズに応じたサービスや滞在コンテンツの開発、提供を行う等戦略的な取組の実施を図ること。

② ①
(略)

観光資源を活用したサービスの開発及び提供
観光圏における滞在・周遊を促進するためには、滞在コンテンツ及びそれらを組み合わせた滞在プログラムの充実を図ることが重要であることに鑑み、滞在コンテンツについて、単に見る観光メニューだけでなく、農業体験、自然を活かしたアクティビティ等の体験・交流・学習の参加型メニューなど、長時間の滞在の契機となるように魅力の向上を図ること。

特に外国人観光旅客を対象とした滞在コンテンツ及び滞在プログラムの充実を図るに当たっては、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムや、各地の多様な食文化の魅力に触れるガストロノミーツーリズム・酒蔵ツーリズムなど、消費拡大に効果の高い滞在コンテンツ及び滞在プログラムの整備を検討することが望ましい。加えて、地域の文化財、古民家等の歴史的資源、博物館・美術館、国立公園、スポーツ等を積極的に活用した地方への誘客に効果の高い滞在コンテンツ及び滞在プログラムの整備を検討することが望ましい。その際、分かりやすい多言語解説の整備等の滞在コンテンツの魅力を十分に感じることができるような取組も併せて行うことが期待される。これらの取組を行う際には、他地域と類似した画一的な滞在コンテンツとならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で行うことが重要である。

とならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で行うことが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえ、外国人観光旅客向けに十分に整備されていない潜在的な観光資源や夜間の観光資源の開拓等、従来の枠にとられない幅広い資源を観光に活かすことが重要であり、関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。その際には、個性ある滞在コンテンツの造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。さらに、国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の誘客促進に資する取組等を通じて、幅広いインバウンドのニーズを掴むことも重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえた上で、外国人観光旅客向けに十分に整備されていない潜在的な観光資源や夜間の観光資源の開拓等、従来の観光資源の枠にとられない幅広い資源を観光資源として活かすことが重要であり、幅広い関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。その際には、個性ある滞在コンテンツの造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

該ブランドコンセプトを活用した滞在コンテンツの造成等を通じて、観光圏のブランド化を促進する取組を進めることが重要である。加えて、観光地域づくりプラットフォームや観光地域づくりマネージャー等、地域の関係者の育成に取り組むことにより、観光圏における各種事業の円滑な推進が期待される。また、観光圏整備実施計画の認定を受けた観光圏を構成員とする団体を活用し、観光圏間が連携したプロモーションやマーケティング調査の実施、観光地域づくりマネージャーをはじめとする人材育成等に取り組むことも重要である。

(5) (4)

(略)

各事業の管理、評価及び改善

観光圏整備事業の効果が最大限に発揮され、観光旅客の来訪及び滞在をより一層促進するためには、各事業の効果を客観的に把握し、その評価・分析結果を定期的に関係者に共有するとともに、必要に応じて各事業及びその実施に係る戦略の見直しを図る取組を徹底して行うこと、また、社会環境や観光動向の変化を踏まえ、ブランドコンセプトを定期的に再検証し、必要に応じて見直ししていくことが重要である。

このような観点から、各事業を実施するに当たっては、事業毎に効果測定のための指標として適切なアウトプット及びアウトカムを設定し、その達成状況を定期的に評価・分析すること。また、その分析結果を観光圏整備事業者等の関係者に共有するとともに

なサービスの提供や生産性の向上が図られ、適正な対価の收受を通じて収益の増加が可能となる。さらに、その収益により更なる設備投資の増加、従業員の待遇改善が図られることにより、サービスの更なる高付加価値化につながるといった好循環が実現する。こうした好循環が、雇用の確保・安定や所得の増加を生み出し、税収の増加にも寄与するとともに、地域に対する住民の愛着・誇りを醸成し、地域からの人口流出に歯止めをかけ、観光旅客受入れへの理解・協力を促進する。それらが観光地の更なる魅力向上につながることで、地域への来訪者や消費が更に増加し、観光地全体の稼働力が向上する。このため、観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、シームレスな予約・決済が可能な地域サイトの構築、顧客予約管理システムの導入、旅行者の移動・宿泊・購買等のデータに基づくマーケティングの導入及び観光地経営の戦略策定、キャッシュレス化等の観光地におけるDXの推進に向けた取組を行うことが期待される。

(5) (4)

(略)

各事業の管理、評価及び改善

観光圏整備事業の効果が最大限に発揮され、観光旅客の来訪及び滞在をより一層促進するためには、各事業の効果を客観的に把握し、その効果を定期的に評価・分析して関係者に共有するとともに、必要に応じて各事業及びその実施に係る戦略の見直しを図る取組を徹底して行うことが重要である。

このような観点から、各事業を実施するに当たっては、事業毎に効果測定のための指標として適切なアウトプット及びアウトカムを設定し、その達成状況を定期的に評価・分析すること。また、その分析結果を観光圏整備事業者等の関係者に共有するとともに

に、各事業及び観光地域づくり実施基本方針を定期的に見直すこと。

2 (略)

3 観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

(1) 法第八条第三項第一号に関する基準

① ブランドコンセプトを含めた観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、旅行者満足度の増加、二泊三日以上の滞在者割合等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。加えて、観光圏の機能を踏まえた目標を一つ以上設定されていること。

② (略)

(2) (4) (略)

五
七 (略)

に、各事業及び観光地域づくり実施基本方針を定期的に見直すこと。

2 (略)

3 観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

(1) 法第八条第三項第一号に関する基準

① 観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。

② (略)

(2) (4) (略)

五
七 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。